

諫早市立真津山小学校いじめ防止基本方針

【学校教育目標】

「心豊かにたくましく 自ら学ぶ子どもの育成」

【めざす子ども像】

人を思いやる優しい子（徳） 自ら学び表現する子（知） 心も体も元気な子（体）

【いじめの未然防止のために】

＜いじめに対する考え方＞

【いじめの定義】 「いじめ防止対策推進法」より抜粋

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。

＜校内での取組＞

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。そして、いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

また、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。

○支持的風土の醸成

- ・学級や学年、学校を児童の居場所にしていく。様々な危険から守るという安全はもとより、そこにいることに不安を感じたり、落ち着かない感じをもつたりしないという安心感も重要である。そのためには、授業改善、授業の見直しが必要になる。
- ・教師がきちんと「居場所づくり」を進めているという前提のもと、児童自らが主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じさせる。さらに、児童同士が一緒に活動することを通して「自己肯定感」「自己有用感」を満たさせる。教師は、そのための「場づくり」をし、すべての児童が活躍できる場面を準備する。
- ・これらのこと達成するために以下のことに取り組む。
(1) わかる授業づくり（すべての児童が参加・活躍できる授業）
①基礎的・基本的事項の徹底習得
②主体的・対話的な学びの具現化
③言語活動の充実

授業改善・話合いの形態

(2) 学習規律の徹底

- ①話し方・聞き方
- ②よいこの筆箱

(3) 体験学習(活動)の充実

- ①生活科、総合的な学習の時間の6年間を見通した系統的、計画的な実施

(4) 道徳教育の充実

- ①道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- ②すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

(5) 児童会活動の充実

- ①学校行事の主体的な運営
- ②委員会活動の充実
- ③異学年との交流(縦割り活動等)

(6) 人権・平和教育

- ①年間を通した活動(掲示等)
- ②平和集会、人権集会

(7) 基本的生活習慣の徹底

- ①「くん・ちゃん・さん付け」「休み時間の過ごし方・はさみ歩き」「無言掃除」を1年間通しての生活目標とする。

(8) 健康な体作り

- ①年間を通した「体作り活動」 外遊びの推奨、マラソン、縄跳び

○いじめ対策委員会

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う組織とする。

また、次のような機能を有し、いじめ防止に努める。

- ・いじめ防止等の取組の実態や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核をなす。
- ・いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録をし、共有する。
- ・いじめに組織的に対応するための中核をなす。
- ・教育相談体制の充実やカウンセラーとの連携を図る。
- ・個々の教師の悩みや家庭からの相談事に対応できる。
- ・教育委員会と連携し、学校全体の取組の充実改善を図る。
- ・校内外の構成を次のとおりとし、必要に応じて参集する。

校内構成メンバー

校長 副校長 教頭 主幹教諭 指導教諭 教務主任 生活指導主任 保健主事
養護教諭 該当担任 心のケア相談員 スクールカウンセラー

校外構成メンバー

PTA代表 学校評議員 学校支援会議委員

○家庭・地域との連携

- ・社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との普段からの密な連携を図る。
- ・学校としての「いじめに対する考え方」を家庭や地域に十分に理解してもらう機会をもつ。
- ・PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校関係者評価委員会や地区の各団体の会議等を活用したりするなど、いじめの問題について家庭・地域と連携した対策を推進する。
- ・家庭や地域を含めた多くの大人が子どもたちの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、組織的に連携・協働する体制を構築する。
※PTA総務会 健全育成会 社会福祉協議会との連携等
- ・学校のいじめに対する基本的な考え方の説明会、経過報告会、学校だより等の広報活動

○関係機関との連携

- ・いじめる児童に対して教育上必要な指導を行っているにも関わらず、指導が十分な効果を上げることが困難な場合等は、関係機関との適切な連携を図る。
※警察 こども・女性・障害者支援センター 医療・福祉機関 法務局等
- ・平素から学校と関係機関の担当者の連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておく。
※真津山交番 子ども支援課 児童民生委員等

○児童会

- ・児童会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。
 - (1) 児童会の計画や運営…代表委員会、委員会活動等
 - (2) 異年齢集団による交流…児童集会、縦割り活動等
 - (3) 学校行事への協力

<いじめの早期発見・早期対応>

- ◎児童の些細な変化に気付く
 - ◎気付いた情報を確実に共有する
 - ◎情報に基づき、速やかに対応する

○早期発見のために

- ・「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こり得るものである。」という基本認識に立ち、全教職員が児童の様子を日常的に丁寧に観察する。気になる変化を見逃さない感覚を身に付けておく。
- ・おかしいと感じた児童がいる場合には、5W1H（いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように）を付箋紙等に簡単にメモし、職員がいつでも共有できるようにする。必要に応じて関係者を集め、その後の対応を考える体制をつくる。
- ・毎月、全児童に対するいじめの実態調査を各学年で実施する。アンケート、児童観察等様々な方法で実態把握に努める。さらに、アンケートの結果をもとに

各担任が児童一人一人と個人面談を行い、さらなる実態把握、問題解決に努める。また、今後に引き継いでおいた方がよいと思われることを引継シートに、情報等を記入し、次学期及び次年度の指導へ役立てる。

○いじめに対する措置

- ・遊びやふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・いじめの疑いがある場合は、当事者双方や周りの子どもからの聞き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等を行う。
- ・「いじめ対策委員会」を開き、いじめとして対応すべき事案かどうかを判断し、いじめであると判断したら、指導のねらいを明確にし、全教職員で共通理解を図る。
- ・被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消まで「いじめ対策委員会」が責任をもって行う。
- ・いじめ対応は、「いじめ対策委員会」が行い、「重大な事案」と判断した場合は、諫早市教育委員会に報告する。
- ・いじめられた児童の保護に努め、心配や不安を取り除くとともに、最も信頼できる人と連携を図り、支える体制をつくる。スクールカウンセラー等を活用し、心のケアに努める。
- ・いじめた児童に対して、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識をもたせる。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止められなくとも、誰かに知らせる勇気をもたせる。
- ・いじめられた児童宅に家庭訪問をし、その日のうちに事実関係や秘密を守ることを伝える。また、その後も意欲的に連絡等をとるなどして、見守りを続ける。
- ・いじめた児童に対しては、事実関係を聴取し、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求め、継続的な助言を行う。

○重大事態発生時の対処

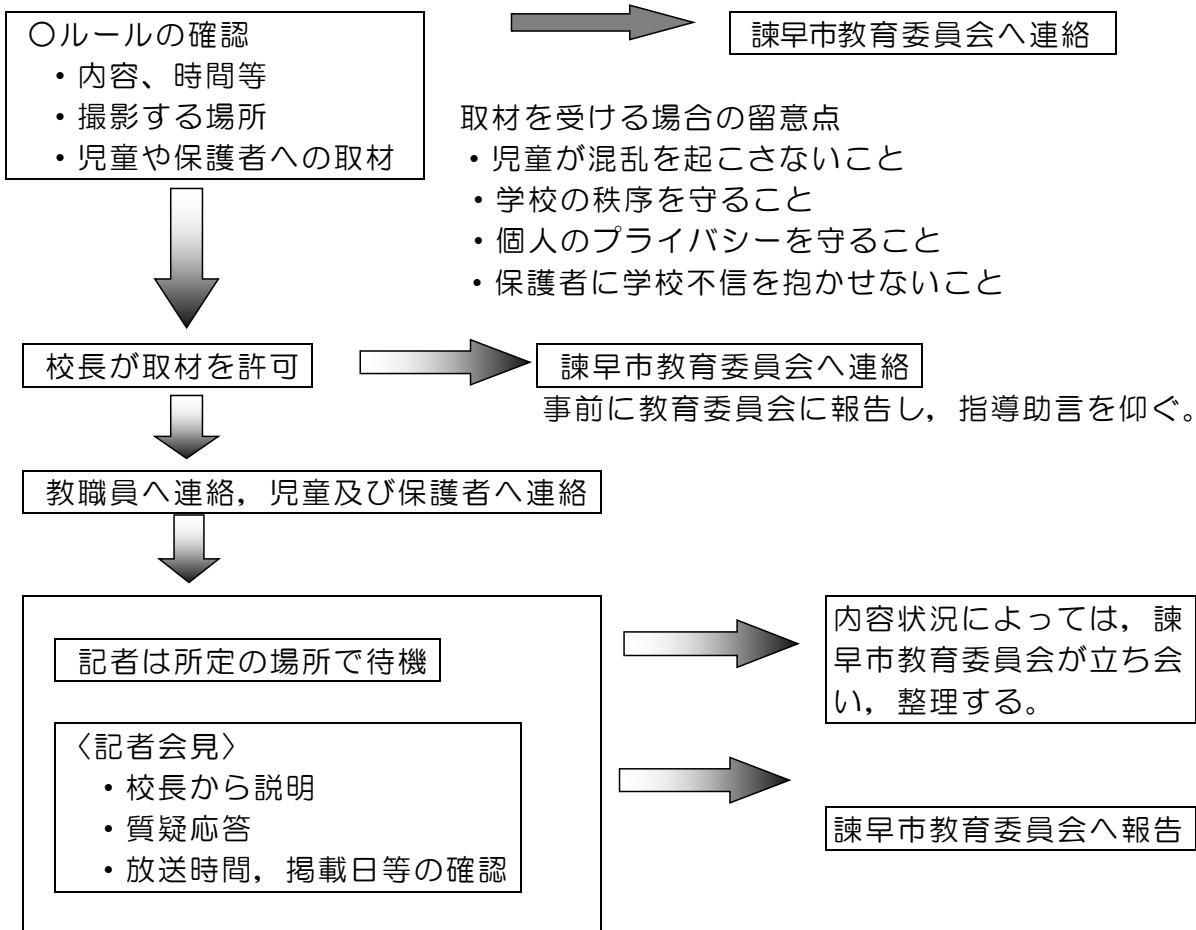
重大事態の定義

- ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合（自殺を企図した場合等）
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安として、一定期間連續して欠席している場合も含む。）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合（「いじめ防止対策推進法」より）

【重大事態発生時の流れ】

地域社会・マスコミ等への対応

窓口は一本化（教頭），憶測，推測で発言しない



※誠意をもって、事実のみを伝える。

※言えないことは「言えない」とはっきり理由をつけて説明する。

※聞かれたことのみを的確に答える。

※公開してもよい資料は、先手で配布する。（教育委員会と調整）

※失言や事実と異なる話は、その場で素直に陳謝、訂正する。

【年間計画】

(人権意識を基盤とした) 重点年間生活目標「くん・ちゃん・さん呼び」

「あいさつ・返事」「時間を守る」

	• 学校基本方針の確認 • 児童に対する情報交換 • 学級開き • ルールづくり • 歓迎遠足 • スポーツテスト • いじめ対策についての説明、啓発 (PTA総会、学級分会) • いじめ対策委員会(校内) 開催【年間計画策定等】
4月	• 児童に対する情報交換 • 運動会 • 縦割り活動
5月	• 児童に対する情報交換 • 真津山っ子を見つめる教育週間
6月	• 縦割り活動 • 自己評価の実施 • なかよしアンケート(→個人面談) • 学校支援会議
7月	• いじめ対策についての啓発(学級分会 地区懇談会) • いじめ対策委員会(校内) 開催【1学期対策の検証と修正】
8月	• 児童理解支援シートの記入 • 生徒指導に関する研修 • 平和集会
9月	• 児童に対する情報交換 • 縦割り活動
10月	• 児童に対する情報交換 • なかよしアンケート • 個人面談週間 • 縦割り活動
11月	• 児童に対する情報交換 • 縦割り活動
12月	• 児童に対する情報交換 • 自己評価の実施 • 人権集会 • いじめ対策委員会(校内) 開催 • 学校支援会議
1月	• 児童に対する情報交換 • 縦割り活動 • なかよしアンケート • 個人面談週間 • 学校評価アンケート
2月	• 児童に対する情報交換 • 縦割り活動 • 6年生を送る会 • いじめ対策についての啓発 • 学校支援会議
3月	• 児童に対する情報交換 • いじめ対策委員会(校内) 開催 (年度末評価と改善)

いじめ対策校内委員会は年度初めおよび学期末に及び必要に応じて臨時に開催する。校外委員会は、学校支援会議。